

令和2年度沖縄県職員（技師（工芸））選考採用試験募集要項

1 採用職種、採用予定数、職務内容等

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
工芸 （プロダクトデザイン担当）	1名	主に、工芸振興センターにおいて、工芸（木漆工など）の素材・製品開発、人材育成、技術相談・指導業務などに従事する。	沖縄県工芸振興センター

2 受験資格

(1) 工芸（プロダクトデザイン担当）を希望する者で、次のいずれにも該当する者

- ア 昭和60年4月2日以後に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く）又は大学院で、デザイン又は工芸に関する学科を卒業又は修了した者（令和3年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者を含む）
- イ 博物館法に規定する学芸員資格又は教員免許（中学校教諭1種免許（美術）、高等学校教諭1種免許（美術又は工芸）のうち、いずれか。）を有する者（令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みのある者を含む）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容、日時及び場所等

試験区分	試験の内容	日時及び場所
書類選考	4(2)により提出された大学卒業証明書等に基づき、受験資格の有無について審査します。	
1次試験（教養試験及び小論文試験）	<p>教養試験は、公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。</p> <p>論文試験は、工芸職に必要な思考力、課題理解力、表現力、基礎的知識等について審査します。</p>	令和3年1月24日（日曜日）に予定しており、詳細については、書類選考合格者に通知します。
2次試験（実技試験及び面接試験）	<p>実技試験は、工芸職としての技能・技術を有しているかについて実技試験を行います。</p> <p>面接試験は、公務員としての適格性及び工芸職としての専門的知識について個別面接による人物試験を行います。</p>	令和3年2月中旬に予定しており、試験の日時、場所等については、1次試験合格者に通知します。

4 受験手続

(1) 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098(866)2090

- (2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留で郵送、又は直接持参して提出してください。
- ア 履歴書（所定の様式）に自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、申込前3か月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付すること。
 - イ 大学卒業証明書又は大学院修了証明書（在学中の者は在学証明書）
 - ウ 資格を証明する書類
 - (ア) 学芸員資格を有することを証する書類の写し又は当該資格の取得見込み証明書（該当者に限る）
 - (イ) 中学校教諭1種免許状（美術）の写し又は当該免許状の取得見込み証明書（該当者に限る）
 - (ウ) 高等学校教諭1種免許状（美術又は工芸）の写し又は当該免許状の取得見込み証明書（該当者に限る）
 - エ 84円切手を貼った封筒（表面に受験者の受取先及び氏名を記載したもの）
- (3) 受付期間 令和2年12月16日（水曜日）から令和3年1月5日（火曜日）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付けます。）

5 合格発表

- (1) 書類選考の結果については、令和3年1月中旬に受験申込者に通知します。
- (2) 1次試験の合格者は令和3年2月上旬に、2次試験の合格者は令和3年3月上旬に、県庁正門の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページに掲載します。また、合格者に通知します。

6 合格発表後の取扱い

- (1) 最終合格者は、沖縄県職員選考採用候補者名簿に登載され、採用される日は、令和3年4月1日です。
- (2) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。
- (3) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。ただし、採用されることを辞退した者については、選考採用候補者名簿から削除します。

7 給与

- (1) 初任給は、大学卒業後すぐに採用された場合、182,200円程度（令和2年4月現在）ですが、一定の職歴等がある場合は、その経歴に応じた経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。